

働く人たちの幸せを大切にする企業によりそい、「ありがとう」で溢れる世界をつくる

## 改正 公益通報者保護法の指針の解説について



令和3年10月、「改正公益通報者保護法（以下、改正法）」に基づく『指針の解説』が公表されました。改正法は令和4年6月の施行予定です。今回のHP通信では、改正法の概要をご説明したうえで、『指針の解説』の中から、人事労務に関連する部分をいくつか抜粋してご紹介致します。

**■ 公益通報者保護法とは** 国民生活の安心・安全を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為を正当な行為として、事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護する目的で、公益通報者保護法が制定されています。

### ■ 改正法の概要（改正のポイント）

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図るため、以下のように改正されました。

- ① 事業者自ら不正を是正しやすくし、労働者等が安心して通報を行いやすくする。**
  - ・従業員数が300人を超える事業者に対し、内部通報に適切に対応するため、必要な体制の整備等を義務付ける。※従業員300人以下は努力義務
  - ・実効性確保のために行政措置（助言、指導、勧告、勧告に従わない場合の公表）を導入する。
  - ・内部調査等の業務に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付ける（同義務違反には刑事罰を導入）。
- ② 行政機関等への通報を行いやすくする。**
  - ・権限を有する行政機関、報道機関等への通報の条件を緩和する。
  - ・権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を行う。
- ③ 通報者がより保護されやすくする。**
  - ・保護される者の範囲を広げ、現行の労働者に加え、派遣労働者、退職後1年以内の者、役員も対象とする。
  - ・保護される通報の範囲を広げ、現行の刑事罰の対象となる事実に加え、行政罰の対象となる事実も対象とする。

### 公益通報者保護法が適用される場面とは

#### 不正発見→通報



会社において調査、  
是正措置等

#### 公益通報者の保護



消費者庁「公益通報ハンドブック」より

### ■ 改正法に基づく指針

令和3年8月に公表された指針は、以下の事項を定めています。



- 内部公益通報に関して対応業務を行う者を「従事者」として定めること
- 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置
  - \* 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備（内部公益通報受付窓口の設置等）
  - \* 公益通報者を保護する体制の整備（不利益な取扱いの防止に関する措置等）
  - \* 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置（教育・周知に関する措置、内部規程の策定・運用に関する措置等）

### ■ 『指針の解説』より人事労務に関連する留意点

- 組織の実態に応じて、内部公益通報受付窓口が他の通報窓口（ハラスメント通報・相談窓口等）を兼ねることが可能である。
  - 人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではないが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることに留意する。
  - 不利益な取扱いを防ぐための措置として、以下のようなものが考えられる。
    - \* 労働者等及び役員に対する教育・周知
    - \* 内部公益通報受付窓口において不利益な取扱いに関する相談を受け付けること
    - \* 被通報者が公益通報者の存在を知り得る場合には、被通報者が公益通報者に対して解雇その他不利益な取扱いを行うことがないよう、被通報者に対して、その旨の注意喚起をする等の措置を講じ、公益通報者の保護の徹底を図ること
  - ハラスメント事案等で被害者と公益通報者が同一の事案においては、公益通報者を特定させる事項を共有する際に、被害者の心情にも配慮しつつ、書面による等同意の有無について誤解のないよう、当該公益通報者から同意を得ることが望ましい。
- なお改正公益通報者保護法の指針の詳細は、消費者庁HPをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。